

判決年月日	平成２８年４月１２日	担当 部	知的財産高等裁判所 第３部
事 件 番 号	平成２７年（行ケ）第10219号		
○ 原告の有する登録商標につき，商標法４条１項１０号，同項１１号，同項１５号及び同項１９号に該当するとした審決が取り消された事例。			

（関連条文）商標法4条1項10号，同項11号，同項15号，同項19号

（関連する公報番号等）無効2015－890035号，商標登録番号第5517482号

判決要旨

本件商標

フランクミュラー

指定商品 第14類「時計，宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品，キーホルダー，身飾品」

引用商標1 フランク ミュラー（標準文字）

指定商品 第14類「貴金属（「貴金属の合金」を含む。），宝飾品，身飾品（「カフスボタン」を含む。），宝玉及びその模造品，宝玉の原石，宝石，時計（「計時用具」を含む。）」

引用商標2

FRANCK MULLER

指定商品 第9類「眼鏡，眼鏡の部品及び附属品」

第14類「時計，時計の部品及び附属品」

引用商標3

FRANCK MULLER REVOLUTION

指定商品 第14類「Precious metals, unwrought or semi-wrought; personal ornaments of precious metal; key rings[trinket or fobs]; services [tableware] of precious metal; kitchen utensils of precious metal; jewellery, precious stones, timepieces and cronometric instruments.」

1 事案の概要等

原告は，本件商標権（商標登録第5517482号）の商標権者である。被告が無効審判請求（無効2015－890035号）をしたのに対し，特許庁が，本件商標は商標法4条1項10号，同項11号，同項15号及び同項19号に該当する商標であるとして無効審決をしたので，原告が審決取消訴訟を提起した。

2 裁判所の判断

裁判所は、以下の理由により、審決の判断に誤りがあるとして、審決を取り消す旨の判断をした。

(1) 商標法4条1項11号該当性

被告の使用する「フランク ミュラー」（「フランク・ミュラー」と前半の文字と後半の文字を「・」（中点）を介して成るものを含む。）の文字から成る商標（被告使用商標1）と、この語源となった「FRANCK MULLER」の文字から成る商標（被告使用商標2。なお、被告使用商標1と併せて被告使用商標ということがある。）は、本件商標の商標登録出願時及び登録査定時には、外国の高級ブランドとしての被告商品を表示するものとして、我が国においても、需要者の間に広く認識され、周知となっていたものと認められる。

本件商標と引用商標1は、称呼において類似するが、その外観において明確に区別し得るものであり、さらに、本件商標からは、「フランク三浦」との名ないしは名称を用いる日本人ないしは日本と関係を有する人物との観念が生じるのに対し、引用商標1からは、外国の高級ブランドである被告商品の観念が生じるから、両者は観念において大きく相違する。そして、本件商標及び引用商標1の指定商品において、専ら商標の称呼のみによって商標を識別し、商品の出所が判別される実情があることを認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、本件商標と引用商標1は、称呼においては類似するものの、外観において明確に区別し得るものであり、観念においても大きく異なるものである上に、本件商標及び引用商標1の指定商品において、商標の称呼のみで出所が識別されるような実情も認められず、称呼による識別性が、外観及び観念による識別性を上回るともいえないから、本件商標及び引用商標1が同一又は類似の商品に使用されたとしても、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとはいえない。

そうすると、本件商標は引用商標1に類似するものということとはできない。同様に、本件商標は引用商標2及び3に類似するものということもできない。

(2) 商標法4条1項10号該当性

被告使用商標は、いずれも本件商標と類似しない。

(3) 商標法4条1項15号該当性

被告使用商標は、外国ブランドである被告商品を示すものとして周知であり、本件商標の指定商品は被告商品と、その性質、用途、目的において関連し、本件商標の指定商品と被告商品とでは、商品の取引者及び需要者は共通するものであるが、本件商標と被告使用商標とは、生じる称呼は類似するものの、外観及び観念が相違し、かつ、本件商標の指定商品において、称呼のみによって商標を識別し、商品の出所を判別するものとはいえないものである。かえって、被告使用商標2を付した時計が、時計そのものを展示する方法により販売がされたり、被告商品の外観を示す写真を掲載して宣伝広告が

なされていること、本件商標の登録査定時以後の事情ではあるものの、本件商標を付した原告商品も、インターネットで販売される際に、商品の写真を掲載した上で販売されていることに照らすと、本件商標の指定商品のうちの「時計」については、商品の出所を識別するに当たり、商標の外観及び観念も重視されるものと認められ、その余の指定商品についても、時計と性質、用途、目的において関連するのであるから、これと異なるものではない。加えて、被告がその業務において日本人の姓又は日本の地名を用いた商標を使用している事実はないことに照らすと、本件商標の指定商品の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準としても、本件商標を上記指定商品に使用したときに、当該商品が被告又は被告と一定の緊密な営業上の関係若しくは被告と同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあるとはいえないというべきである。

そうすると、本件商標が「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」に該当するものとは認められない。

(4) 商標法4条1項19号該当性

本件商標は、被告使用商標のいずれとも類似するとはいえないから、本件商標が不正の目的をもって使用するものに該当するかどうかについて判断するまでもなく、本件商標は商標法4条1項19号に該当するものとは認められない。